

義認・聖化・栄化

この学び全体のアウトライン

第1章 栄化 (2018年6月)

- 救いのゴールは、人が造られた本来の目的のとおり完成されることである。神の栄光を反映する者となるという意味で、救いのゴールを「栄化」と呼ぶ。

第2章 救いの9つの面 (2018年7月～2019年3月)

- 人はどのようにして救いを受けるのか・・・5つの面がある。再生、転回、信仰、悔い改め、告白
- 救いを受けたら、どうなるのか・・・4つの面がある。赦し、転嫁、子とされること、救われたことの確信

第3章 義認 (2019年5月)

- 救いの入り口に入ること＝神から義人であると認めていただく
- その人の現実はそうではない。義人であるとみなされる。

第4章 聖化 (2019年6月～12月)

- 聖化の意味・・・聖化に関連する9つのギリシヤ語が使われている箇所を見ると、「聖化」の基本的意味は、「別に取り分けること」
- 「別に取り分けること」の8つのパターン・・・誰が(何が)、誰を(何を)、別に取り分けるのか。聖書では、8つのパターンがある。8つのパターンのうち、この学びで対象とするのは、神が信者をこの世とは別に取り分けるパターンである。神学では、これを「聖化」と呼ぶ。
- 「聖化」はどのようにして起きるのか 5つのポイント
 - ① メシアにあつて・・・信者が自分の清潔さや正しい行いに立たず、イエス・キリストにあるという地位に立つ。
 - ② 神のことばによって・・・聖化を受ける経路は、神のことば
 - ③ メシアの血によって・・・聖化が起きる基盤は、メシアの血
 - ④ メシアの死にあずかる・・・聖化が起きる場所は、十字架の上 → 信者の内側の罪の性質(=古い人)は十字架の上で処罰された。罪の性質は残っているが、信者を支配する力は喪失している。信者はもはや罪の奴隷ではない。罪に支配されていたからでも、キリストとともに十字架の上に釘付けされて死んだのだと、信仰をもって知るとき、信者の内側に聖化が起きる。
 - ⑤ メシアを信じる信仰によって・・・聖化を受け取る手段は、信仰である
- 「聖化」の主体・動因・経路・・・聖化は、①三位一体の神が主体となって起きる。②神が働かれるとき、それは神の良きみこころから発する。③聖化

は聖書に記された神のことばを通して行われる。

- 「聖化」のタイプ 4つ
 - ① 人を「信者に導く」ための聖化
 - ② その人を神の目から見て、「すでに完全に聖いという地位を与える」聖化。
この地位は、信者となった瞬間に与えられる。
 - ③ 信者の内側を「その地位にふさわしい者へと変えていく」聖化
 - ④ その人の内側から罪の存在そのものをなくしてしまう、そしてその体にも罪の影響を全く残さない聖化。これは、「最終的聖化、あるいは栄化」と呼ばれる。
- 神のかたち・・・栄化によって、信者は人として本来造られた目的のとおり
に完成される。これを聖書は、「神のかたち」、「神の似姿」という表現をする。
神のかたちとは何か。人格的であること、霊的であること、倫理的であるこ
と、社交的であること、権威的であること。救いによって、人は神のかたち
を回復する。

第5章 新約時代の信仰生活における指針とは（2020年1月～2月）

- 基盤・・・メシアの律法 と 旧約聖書の中の永遠の諸原則
 - 神によって実行可能とされること
 - 生活の仕方・・・メシアと同じ思いに立つ、メシアをまねる
 - 神の恵み・・・私たちはメシアをまねる、しかし、信者の中にメシアのかた
ちを成してくださるのは神のみわざである。自分の力でできることではない
のであるから、これは神の恵みである。
- 具体的な生活領域ごとに見るメシアの律法
 - ① 政治権力との関係
 - ② 訴訟（裁判所）との関係
 - ③ 主人としもべとの関係 → 雇用主と勤労者との関係
 - ④ 勤労倫理
 - ⑤ 夫と妻との関係
 - ⑥ 親と子との関係
 - ⑦ 地域教会との関係
 - 十戒とメシアの律法との対比・・・違いは「安息日」の規定の有無

本日は、「第5章 新約時代の信仰生活における指針とは」の第2回、「具体的な生活領域
ごとに見るメシアの律法」と「十戒とメシアの律法との対比」です。

「義認・聖化・栄化」に関する学び全体の最終回です。

第5章 新約時代の信仰生活における指針とは

1. 基盤

(1) メシアの律法 (ガラ 6:2)・・・メシアによって与えられた律法である

① いのちの御霊の律法 (ロマ 8:2)・・・私たちの内に住まわれる聖霊が私たちを生かしてくださり、メシアの律法の要求するところに従って生きることができるようにしてくださる。その結果、私たちは霊的生活を送ることができる。

- 「いのちの霊の律法」とも訳せる。この場合の「霊」は、新しい性質。信者は、「肉」=罪の性質に従わず、神に従うことができる。

② 完全な律法 (ヤコブ 1:25)・・・モーセの律法は、人にそれを行わせる力を与えられなかったという点で、欠けあるものであった。メシアの律法は、内住の聖霊によって実行可能とされる、欠点のない完全な律法である。

③ 自由の律法 (ヤコブ 1:25、2:12)・・・メシアの律法によって、ユダヤ人たちはモーセの律法から自由にされた。モーセの律法の「のろい」から解放されたとまで表現される (ガラ 3:10, 13)

(2) 旧約聖書の中に記された永遠の諸原則

① 例えば、「神は罪を罰する」

② 神と人との契約で、今も有効な契約条項

- アダム契約の条項
- ノア契約の条項
- アブラハム契約の条項

③ 詩篇、箴言、預言者たちのことば・・・これらの中には、モーセの律法ではなく、永遠の諸原則に基づいて語られている内容が多い

2. 神によって実行可能とされること

(1) これは、旧約の聖徒たちには与えられていなかった (ヨハネ 7:37~39)

(2) 新約聖書の中で、このことが教えられている箇所

① 使徒 1:8

② ロマ 5:5

③ ロマ 6:4

④ I コリ 2:1~13

⑤ I コリ 6:19

⑥ ガラ 3:2

⑦ I テサ 4:7~8

⑧ I ヨハ 3:23~24

⑨ I ヨハ 4:13

3. 生活の仕方・・・私たちはどのように生活をするべきか。メシアならどのように考え、どのように行動するか、それをいつも思い浮かべながら、メシアをまねることである。
- (1) ロマ 8 : 29・・・私たちのゴールは、神の御子のかたち的一致することである
 - (2) ピリ 2 : 5・・・メシアと同じ思いで生活しよう。これがメシアと似た者になるための道である。
 - (3) I ペテ 2 : 21・・・ここでの文脈は苦難である。メシアは進んで苦しみを受けた。ゆえに私たちも信仰のために進んで苦難を受けよう。
 - (4) I ヨハ 4 : 17・・・「この世にあってキリストと同じような者である」とは、キリストはこの世におられたが、この世の者ではない。同様に、私たちもこの世にいるが、この世の者ではない。そういう生き方をするのが、信者である。
4. 神の恵み
- (1) 私たちはメシアをまねる、しかし、信者の中にメシアのかたちを成してくださるのは神のみわざである。自分の力でできることではないのであるから、これは神の恵みである。
 - (2) 新約聖書の中で、このことが教えられている箇所
 - ① ロマ 12 : 3～8
 - ② I コリ 1 : 4
 - ③ I コリ 3 : 10
 - ④ I コリ 15 : 10
 - ⑤ II コリ 1 : 12
 - ⑥ II コリ 4 : 15
 - ⑦ II コリ 8 : 1、6、7、9
 - ⑧ II コリ 9 : 8、14
 - ⑨ II コリ 12 : 9
 - ⑩ ガラ 2 : 9
 - ⑪ エペ 3 : 2～8
 - ⑫ エペ 4 : 7
 - ⑬ ピリ 1 : 7
 - ⑭ コロ 3 : 16
 - ⑮ II テサ 1 : 12
 - ⑯ II テモ 2 : 1
 - ⑰ ヘブ 4 : 16
 - ⑱ ヘブ 12 : 15
 - ⑲ ヤコ 4 : 6
 - ⑳ II ペテ 3 : 18

5. 具体的な生活領域ごとに見るメシアの律法

(1) 政治権力との関係

- ① 原則として、信者は政治権力を尊重する
 - ロマ 13 : 1~7
 - I ペテ 2 : 13~17
 - テトス 3 : 1
- ② ただし、明らかに聖書に反する命令には従わない
 - 使徒 4 : 19~20
 - 使徒 5 : 27~32
- ③ 神に従わずに政治権力の命令に従った場合、信者は救いを失うのか？
 - 救いは失われない
 - しかし、神との霊的交わりから出てしまうことになる

(2) 訴訟（裁判所）との関係

- ① 信者は、他の信者を裁判所に訴えてはならない
 - I コリ 6 : 1~11
 - 相手が信者でなければ、裁判所に訴えてよい
- ② そもそも信者は、他の信者との関係において、法的手段を要するような問題にならないように、普段から心がけて行動すべきである。

(3) 主人としもべとの関係 → 雇用主と勤労者との関係

- ① 勤労者である信者は、勤務先の雇用主に対して、キリストに仕えるように真心をもって仕える。雇用主である信者は、勤労者たちに対しておどすことはせず、自分と同じ人として差別せずふるまう
 - エペソ 6 : 5~9
 - コロ 3 : 22~4 : 1
- ② 勤労者である信者は、主人の命令が違法なことや倫理に反することでない限り、忠実にその命令に従うべきである
- ③ もし、勤労者である信者が、今の職場のやり方がどうしても自分には納得できなければ、選ぶ道はただひとつ。その職場を辞めて新しい仕事を見つけることである。雇用主に対してストライキを起こすのは、聖書的な選択肢ではない。

(4) 勤労倫理

- ① 信者は自分で働いて生活すべきこと、このことを新約聖書は明確に教えている。聖書箇所は次のとおり・・・ I テサ 4 : 11~12、II テサ 3 : 6~15
- ② 働くことができるのに、働かないために生活に困窮している信者がいたとしても、そのような信者を援助する責任は、地域教会にはない。そのような信者は、自分を誰かに養ってもらうどころか、自分にはそもそも自分の家族を

支える義務があることを心得なければならない。独身者であっても自分の親兄弟を支える義務がある。もし自分の気に入る仕事を見つけることができな
いのであれば、まずは好き嫌いを横において、今やれる仕事について働くべ
きである。それをしないのは、怠け者である。そのような者を援助する義務
は、地域教会にはない。

(5) 夫と妻との関係

- ① 聖書箇所・・・エペソ 5 : 22～33、コロ 3 : 18～19、I ペテ 3 : 1～7
- ② 要約すると次のとおり
 - 妻は夫に従わなければならない。夫が信者であろうと、なかろうと。
 - 夫は妻を暴力や脅しで従わせてはならない。妻を愛することで、妻が自
分に従うようにすること。

(6) 親と子との関係

- ① 聖書箇所・・・エペソ 6 : 1～4、コロ 3 : 20～21
- ② 子は親に従うべきであるが、その他方で、親は、子を不必要に怒らせてはな
らない。子を躾けるのは、愛をもって行わなければならない。

(7) 地域教会との関係

- ① 信者は長老たちに従う
 - I テサ 5 : 12～13
 - ヘブ 13 : 7、17
- ② 教会は福音宣教をする。福音宣教においては「まずユダヤ人に」の原則（ロ
マ 1 : 16）
 - 使徒 1 : 8
 - ロマ 1 : 14
 - ロマ 1 : 16
 - II コリ 5 : 18～20
- ③ 兄弟姉妹が互いに愛する
 - ヨハ 13 : 34～35
 - ロマ 12 : 9～10
 - エペ 4 : 1～3
 - エペ 5 : 2
 - I テサ 4 : 9
 - ヘブ 13 : 1
 - I ペテ 3 : 8～9
 - I ペテ 4 : 8～9
 - I ヨハ 3 : 14、17
 - I ヨハ 4 : 7、11

- ④ 地域教会内の信者同士での責任
- I コリ 12 : 26
 - エペ 4 : 31~32
 - エペ 5 : 21
 - エペ 6 : 18
 - ピリ 2 : 3~4
 - コロ 3 : 12~13
 - I テサ 4 : 6
 - I テサ 5 : 11
 - ヤコブ 4 : 11
 - ヤコブ 5 : 15~16 (「互いに」→「一方が他方に(他方のために)」)
 - I ペテ 5 : 5
- ⑤ 強い信者は、弱い信者を気遣う責任を負う
- ロマ 14 : 1~23
- ⑥ 霊的な信者は、過ちに陥っている信者を助ける責任を負う
- ガラ 6 : 1 分裂しないように。彼らの回復を求める
 - I テサ 5 : 14 彼らを諭す
 - II テサ 3 : 6, 11~15 どうしても彼らが聞かないなら、彼らから離れる
 - ロマ 16 : 17~18 彼らから遠ざかる
6. 十戒とメシアの律法との対比・・・違いは「安息日」の規定の有無
- (1) 十戒はモーセの律法の一部である。モーセの律法は終了し、新約時代の信者たちはメシアの律法のもとにある。
- (2) メシアの律法の中にも、十戒と同じ内容をもつものがある。十戒のうち、メシアの律法にない規定は、第4の命令「安息日」の規定だけである。同じ内容を示す箇所は次のとおり
- ① ほかの神々があつてはならない・・・使徒 14 : 8~18、特に 15 節
 - ② 偶像を拜んではならない・・・I ヨハ 5 : 21
 - ③ 神の名をみだりに唱えてはならない・・・ヤコブ 5 : 12
 - ④ 安息日を覚えてこれを聖なる日とせよ・・・(これは、なし)
 - ⑤ あなたの父と母を敬いなさい・・・エペ 6 : 1
 - ⑥ 人を殺してはならない・・・I ヨハ 3 : 15
 - ⑦ 姦淫してはならない・・・I コリ 6 : 9~10
 - ⑧ 盗んではならない・・・エペ 4 : 28
 - ⑨ 偽りの証言をしてはならない・・・コロ 3 : 9
 - ⑩ 他人のものを欲しがってはならない・・・エペ 5 : 3